

# 令和4年第2回喬木村議会定例会

本会議（一般質問通告書）

令和4年6月14日（火）

## 令和4年第2回喬木村議会定例会一般質問

令和4年6月14日 午前9時00分開議

会場： 喬木村役場 議場

順序	氏名	質問事項
1	後藤 澄壽	○コロナ禍・円安などによる物価高騰によって困難に直面している喬木村の農家・農業法人・商工業業者支援について ○大人の代わりに日常的に家事や家族の世話をする18歳未満のヤングケアラー支援について
2	松村 光洋	○ヤングケアラー実態調査について
3	下平 貢	○リニア新時代にむけたランドデザインは
4	福澤 一成	○村の災害対策について

令和4年 5月26日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤章人 殿

喬木村議会議員 後藤澄壽

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>コロナ禍・円安などによる物価高騰によって困難に直面している喬木村の農家・農業法人・商工業業者支援について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>コロナ禍に加えて、円安などによる物価高騰で喬木村の農家・農業法人・商工業業者もかつてない困難に直面している。こうした農家・農業法人・商工業業者に対する支援の方針について質す。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>喬木村の農家・農業法人・商工業業者も、コロナ禍、円安などによる物価高騰、燃料費の高騰、原材料費の高騰、輸入家畜飼料費の高騰などによって大きな困難に直面している。ある畜産業者の事例では、輸入飼料の値上がりなどによる、今後1年間の支出増は、2000万円を超えると見積もられ、経営を継続できるかどうかの瀬戸際に立たされているという。</p> <p>こうした中で、鳥取県では、畜産農家支援策として飼料費について、県が値上がり分の1/3を補助する「畜産経営緊急救済事業費」を補正予算に計上しているとのことである。</p> <p>1 コロナ禍・円安などの中で、物価高騰などで大きな困難に直面している農家・農業法人・商工業業者への支援について</p> <p>(1) 現在の厳しい経済状況を考慮して、農家・農業法人・商工業業者への支援として、貸付金の利子補給率、借入期間の改善などを可能なかぎりお願いできないか。</p>

質問事項 2	大人の代わりに日常的に家事や家族の世話をする18歳未満のヤングケアラー支援について
質問の趣旨	<p>国・県の方針をうけて、喬木村でもヤングケアラーの支援を行っていくとの話があった。</p> <p>村としてヤングケアラーの支援のために、どのような取り組みを行っていくのか質す。</p>
質問要旨と質問	<p>2020年度、厚生労働省が全国の中学2年生、高校2年生の生徒を対象に、ヤングケアラーの実態調査を行い、中学生の5.7%、高校生の4.1%がヤングケアラーだという結果を得たという。また、昨年度長野県教育委員会の行った県立高校生への調査によると、全日制の生徒の1.6%、定時制の生徒の3.0%の生徒がヤングケアラーとしての自覚があると答えたという。</p> <p>2-1 今までに、村として、ヤングケアラーについてどのように実態を把握し、どのような支援を行ってきたのかについて</p> <p>(1) 今までに村として、ヤングケアラーについてどのように実態を把握しどのような支援を行ってきたのか。</p> <p>2-2 今後の喬木村のヤングケアラー支援の取組方針について</p> <p>4月27日付けの信濃毎日新聞によると、長野県が、国の「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を活用して、県と連携して行うヤングケアラー支援事業への参加市町村を募ったところ、下伊那郡の松川町、阿智村を含む8市町村の応募があったという。県の次世代サポート課長は「ヤングケアラーの問題は潜在化しやすい。家庭訪問を通じて実態を把握し、適切な支援につなげる第1歩としたい」と述べ、この取組に応募した上田市の子育て支援課の担当者は、「介護施設や養育施設の専門的知識を持った人を派遣する方向で早期に支援の枠組みを設けたい」と語っている。</p> <p>(1) 喬木村として、この県と連携して行うヤングケアラー支援事業に参加する考えはないか。</p> <p>(2) 学校を通じてヤングケアラーの実態把握のための調査を実施する考えはないか。 また、村として、社会福祉協議会などと協力して家庭訪問などを通じて、実態把握をする考えはないか。</p> <p>(3) 村として、社会福祉協議会、民生児童委員などと協力して支援の枠組みづくりに取り組む考えはないか。</p>

令和 4年 5月 26日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議 松村光洋

質問事項 1	ヤングケアラー実態調査について
質問の趣旨	ヤングケアラー問題の認識、実態調査及び結果を受けての対処の方法
質問要旨と質問	<p>①ヤングケアラー問題実態調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査の実施時期</li> <li>・実施内容</li> <li>・対象年齢</li> <li>・ヤングケアラー問題への認識</li> </ul> <p>②本人の自覚の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在化しやすい問題の中どの様に掘り起こしていくのか</li> </ul> <p>③子どもの権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法第 13 条、第 26 条及び子ども基本法に対する取り組み</li> </ul> <p>④結果を受けての対処の方法</p>

令和4年5月30日

## 一般質問通告書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 下平 貢

質問事項 1	リニア新時代にむけたランドデザインは
質問の趣旨	広域における喬木村としての役割は
質問要旨と質問	<p>リニア計画において、新駅のビジョンをはじめ地域作りの考え方も具体的となってきた。それらの計画を踏まえ、今後喬木村がどの様に関わっていくかは、将来ビジョンを議論していく上で重要である。そこで、以下の項目について、村の見解を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>飯田リニアデザインノートに描かれている「いざなう」の受け皿としての村のデザインをどう描くのか。村の特徴的な財産が、その受け皿として機能するような事業展開とし、そのパイプをしっかりと繋ぎ太くしていかなければならないと考える。南信州リニア将来ビジョンに示されている、北部ブロックのビジョンにおける喬木村の位置づけや役割とも照らし合わせながら、広域の一員としてその役割が果たせるようなデザインとしなければならないと考える。現在広域の中で検討されているビジョンを含め、村の見解を伺う。</li> <li>今後の進め方として、小さな拠点作りの早期具現化を求めたい。広域の役割を果たすための街並作りに着手する時ではないか。新県駅に広域のハブ機能を求めていくように、この村のハブ機能は、やはり小さな拠点作りとして計画した交流センター周辺地域に構築していくこととなるだろう。新県駅が大屋根をシンボリック構築物としており、阿島傘もそのデザイン的一端を担っているという。とすれば、当村のシンボリック構築物は阿島傘で、大きな阿島傘をモチーフとしたターミナル建設のような発想もあって良いのではないだろうか。省庁誘致の可能性も残しつつ、実現性のある事業選択が大切ではないか。</li> </ol>

- |  |   |
|--|---|
|  | <p>3. 以上のことから新県駅に対し、喬木村がどの程度の枠組みを求めていくのか。または割いてもらえるのか。新県駅と村を繋ぐ手段として、自動運転車両等次世代型の交通インフラの検討はなされているのか。</p> <p>4. 新県駅について、多くの住民が高揚感あふれる、地域の誇りとして象徴的かつ躍動的な駅になることを夢描いている。大型ショッピングモールの併設などにより、いわゆる駅ビルの的なものが存在して周辺住民が日常的に行き交う場所ができるのだろうなど期待している。現段階ではそうした状況が見えてこない。民間の参入もしづらい状況と感ずる。そうした住民の意見はどの様に反映されていくのか。郡町村にも発言できるチャンスはあるのか。広域連合としての考え方も含め村の見解をお伺いする。</p> |
|--|---|

令和 4 年 5 月 31 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 福澤一成

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>村の災害対策について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>風水害おける命を守る事前対策</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>本年も出水期を迎えるころとなり、近年毎年のように豪雨による災害の発生やその危険に不安を感じていらっしゃる住民も多いと思います。また本年は高温多雨といった予報も出されております。こうした状況の中、当村における風水害事前対策についてお伺いいたします。</p> <p>1-1 本年 6 月より気象庁の河川に関する防災気象情報の発表に変更があり、指定河川における防災気象情報警戒レベル 4 の発表について氾濫水位に至る 3 時間前予測での発表を行うとのことですが、当村において避難情報の発令についてどう対応されるかをお伺いいたします。</p> <p>1-2 今回の防災気象情報の変更により警戒レベル 3 の発表の直後に予測による警戒レベル 4 が発表となる事も予想され、自治体からの高齢者等避難開始発令中であれば福祉事業者も何らかの要配慮者を中心に支援も可能と思われるが、避難指示発令となれば地区へのこうした支援は難しいと思われる。こうした地域では住民による早急な避難行動が求められ、平時からの備えが必要と思われるが、村としての支援はどのような事が可能かお聞きいたします。</p> <p>1-3 地域の要配慮者の避難については、ご家族から介護施設への短期入所が出来れば安心だが受け入れの枠が心配、避難所での介護サービスを受けられるのか、福祉避難所の機能も兼ねたとはいえない一般の方に迷惑にならないかと避難をためらう声も聞かれます。現行法では発災前の福祉避難所の指定は難しいわけですが、要配慮者の方々が安心して介護サービスも受けられる避難所の開設が必要</p>

と思われるが、村のお考えをお聞きしたい。

1-4 現在行政が進めている「地区防災支え合いマップ」は地域に公表されているハザード情報や地区における過去の災害発生場所、危険個所を伝える役割と住民の命をみんなで一緒に守る役割を合わせ持ったマップであり、マップ作りや更新作業は住民の避難行動促進へつながる大きな力の一つとっております。

村としても防災訓練や広報等で誰一人取り残さない避難を実現するため努力を頂いておりますが、まだまだ地区ごとの温度差はあり更なる推進を期待するところです。

一方で住民の主体となる自治会では高齢化、担い手不足を抱えて必要は感じていても防災対策に大変苦勞をされていると思います。そうした中で、過日大島地区でのマップづくりで住民の半数以上の方々が参加され区会、公民館、民生委員等の意見や、高齢者からは過去の災害状況などが様々な立場で地区防災として共有されていたとお聞きしました。

大きな地区では住民参加にはコロナ対策等もあり限度があると思いますが、こうした取り組みが各地域に広がるように自治会、公民館等の負担軽減や見直しを図る中で枠組みにとらわれない防災対策の継続、蓄積ができる自主防災組織が必要と思いますが、村のお考えをお聞きいたします。